

平成28年度第1回鳥取市生活交通会議

日 時：平成28年6月29日（水）

午前10時00分～12時00分

場 所：鳥取市役所本庁舎6階 第1会議室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 協議事項

【案件1】ふるさとバス（大郷コース）運行経路変更について・・・資料1

【案件2】鳥取市地域内フィーダー系統確保維持計画について・・・資料2

【案件3】用瀬線（鳥取駅～用瀬）について・・・資料3

4. 報告事項

【報告事項1】北陸新幹線京都府北部ルート決定と山陰新幹線の早期実現を求める
決起大会について

5. その他

平成28年度 第1回鳥取市生活交通会議 座席表

日ノ丸自動車(株)
稲村 雄一

日本交通(株)
山本 高広

鳥取県ハイヤー
タクシー協会
橋本 貞治

私鉄中国地方労働組合
日ノ丸自動車支部
山野 龍朝

福祉保健部長
坂本 雄司

鳥取運輸支局
笠原 要四郎

鳥取警察署
辻 誠

社会福祉法人
鳥取市社会福祉
協議会事務局長
岡本 洋一

会長
鳥取大学
谷本 圭志

副会長
市都市整備部長
網田 正

鳥取市小学校PTA連
合会
小林 法道

市自治連合会
南部 敏

市自治連合会
上田 喜清

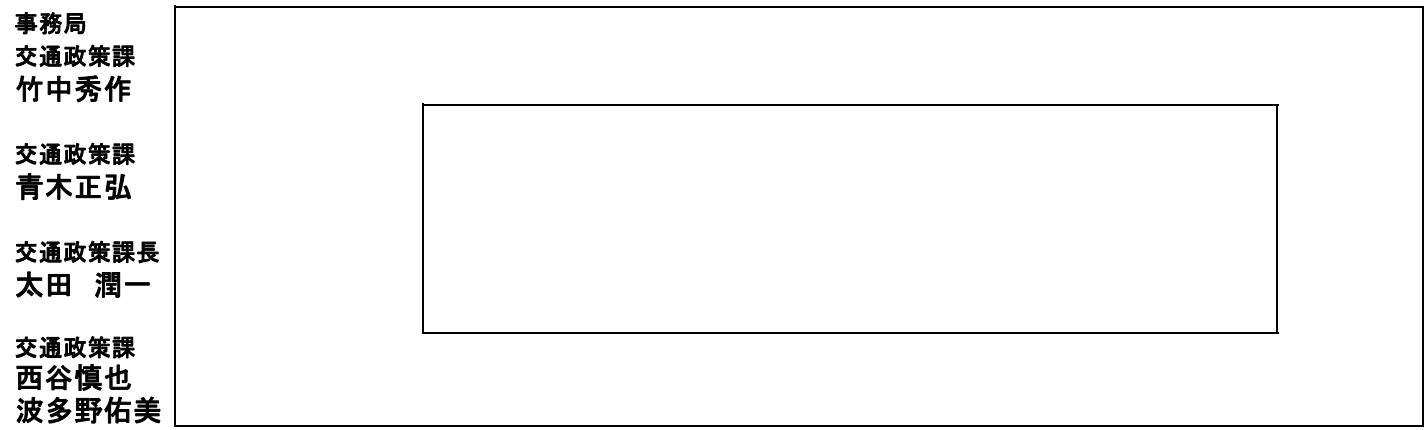
市自治連合会
西尾 雅彦

市老人クラブ連合会
中西 百合子

市老人クラブ連合会
西村 繁栄

市老人クラブ連合会
山本 章

鳥取市連合婦人会
油谷 都々江



事務局
交通政策課
竹中秀作

交通政策課
青木正弘

交通政策課長
太田 潤一

交通政策課
西谷慎也
波多野佑美

傍
聴
席

入口

平成28年度 第1回鳥取市生活交通会議出席者名簿

区分		氏名	役職等	備考
学識経験者		谷本 圭志	鳥取大学大学院工学研究科 社会基盤工学専攻教授	会長
	P T A	小林 法道	鳥取市小学校PTA連合会	
	自治会組織 (東部)	南部 敏	鳥取市自治連合会 (旧鳥取市、国府町、福部町)	
	自治会組織 (南部)	上田 喜清	鳥取市自治連合会 (河原町、用瀬町、佐治町)	
	自治会組織 (西部)	西尾 雅彦	鳥取市自治連合会 (気高町、鹿野町、青谷町)	
	高齢者団体 (東部)	中西 百合子	市老人クラブ連合会 (旧鳥取市、国府町、福部町)	
	高齢者団体 (南部)	西村 繁栄	市老人クラブ連合会 (河原町、用瀬町、佐治町)	
	高齢者団体 (西部)	山本 章	市老人クラブ連合会 (気高町、鹿野町、青谷町)	
	女性団体	油谷 都々江	鳥取市連合婦人会	
N P O 法人		岡本 洋一	社会福祉法人鳥取市社会福祉 協議会常務理事・事務局長	
事業者		稲村 雄一	日ノ丸自動車株式会社 営業課 課長	
		山本 高広	日本交通株式会社 バス営業課 課長	
		長船 八寿郎	西日本旅客鉄道株式会社 鳥取鉄道部運輸科長	欠席
事業者団体		橋本 貞治	鳥取県ハイヤータクシー協会 東部支部長	
事業者労組		山野 龍朝	私鉄中国地方労働組合 日ノ丸自動車支部執行委員 鳥取分会執行委員長	
鳥取市		綱田 正	都市整備部長	副会長
		坂本 雄司	福祉保健部長	
中国運輸局		笠原 要四郎	鳥取運輸支局 首席運輸企画専門官	
警察		辻 誠	鳥取警察署交通第一課長	
道路管理者		綱田 正	鳥取市都市整備部長(兼務)	兼務

参考 資料 1（自家用有償運送）

運営協議会において合意を必要とする事項

合意を必要とする事項	新規登録	更新登録
(1) NPO等による自家用有償旅客運送の必要性 (新規登録の場合) 当該地域の輸送状況等から、道路運送法第79条の4第1項第5号の規定に基づき、NPO等による自家用有償旅客運送が必要であること。 (更新登録の場合) 法第79条の6第1項に規定する有効期間の更新の登録を行う場合には、引き続き、当該地域においてNPO等による自家用有償旅客運送が必要であること。	○	○
(2) 運送の区域（規則第51条の4）	○	変更の場合のみ ○
(3) 旅客から収受する対価（規則第51条の15）	○	変更の場合のみ ○
(4) 運送しようとする旅客の範囲（規則第49条）	○	追加の場合のみ ○

○道路運送法

(登録の拒否)

第七十九条の四 国土交通大臣は、第七十九条の二の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

五 申請に係る自家用有償旅客運送に関し、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者又はその組織する団体、住民その他の国土交通省令で定める関係者が、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため必要であることについて合意していないとき。

○道路運送法施行規則

(運送の区域)

第五十一条の四 法第七十九条の二第一項第三号の運送の区域は、地域公共交通会議、協議会又は第五十一条の七に規定する運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域のうち、当該地域公共交通会議、協議会又は運営協議会において協議により定められた市町村を単位とする区域とする。

(旅客から収受する対価の基準)

第五十一条の十五 法第七十九条の八第二項の旅客から収受する対価の基準は、次のとおりとする。

一 旅客の運送に要する燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内であると認められること。

二 合理的な方法により定められ、かつ、旅客にとって明確であること。

三 過疎地有償運送及び福祉有償運送に係る対価にあつては、当該地域における一般旅客自動車運送事業に係る運賃及び料金を勘案して、当該自家用有償旅客運送が営利を目的としているとは認められない妥当な範囲内であり、かつ、運営協議会において協議が調つていること。